平成２２年（フ）第７３６号
新潟市南区戸頭字浦廻2157番地の１
破産者　株式会社ホクヨウ
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９５号
三重県鈴鹿市西条４丁目８番地
破産者　有限会社トータルサポートシステム
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９６号
三重県津市河芸町一色2773番地
破産者　中里　修一
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２３号
三重県鈴鹿市白子町2990番地の１　白子寮105、前住所愛知県一宮市昭和２丁目18番10号
破産者　佐藤　明俊
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９１号
埼玉県戸田市笹目４―32―９キョウワハイム207、住民票上の住所東京都町田市成瀬2686番地57
破産者　小林　　創
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３８号
横浜市都筑区早渕１丁目３番15号
破産者　株式会社ディーテクニック
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９２号
横浜市港南区日野８丁目８番18号
破産者　有限会社トーヨー・ウィング
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番５号
破産者　ケンショーホーム株式会社
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７号
岐阜県羽島郡岐南町野中１丁目141　コスモハイツ102号室、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字上河原13番地３
破産者　今枝　靖夫
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
徳島県阿南市那賀川町八幡中塚２番地の２
破産者　有限会社製作所カワタ
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１１０４号
熊本市御領１丁目９番18号
破産者　株式会社冨高建設
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３２７６号
愛知県津島市西柳原町１丁目43番地
破産者　江上工業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７０号
名古屋市南区弥次ヱ町２丁目38番地の１
破産者　株式会社テイシーテック
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１号
佐賀県伊万里市立花町1462番地２
破産者　株式会社石井建設
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４号
北海道根室市汐見町２丁目15番地
破産者　株式会社サワサキ
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１７１４号
仙台市若林区上飯田４丁目12番76号
破産者　若樹建設工業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上713番地１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県児玉郡美里町大字沼上711番地
破産者　有限会社逸見螺子製作所
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７１号
三重県津市河芸町上野1852番地
破産者　谷村建設株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９号
岡山県倉敷市児島下の町８丁目２番16号
破産者　五百森育代
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５１４号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2278番地62
破産者　有限会社あさもと興産
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
福島県伊達郡川俣町字寺久保21番地
破産者　有限会社サイキュー
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所